

平成 29 年 5 月 9 日

**【照会先】**

医政局研究開発振興課

再生医療等研究推進室

専門官 本間

(代表電話) 03(5253)1111(内線 4162)

(直通電話) 03(3595)2430

報道関係者 各位

### 再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく緊急命令について

平成 29 年 5 月 8 日、「医療法人大手町クリニック」（愛媛県松山市）に対し、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項に基づく立入検査を行ったところ、下記の法律違反が確認されました。

保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると判断したため、平成 29 年 5 月 8 日付けで、法第 22 条に基づき、再生医療等の提供の一時停止を命じたのでお知らせいたします。

**【確認された法律違反】**

「医療法人大手町クリニック」

- ・ 第一種再生医療等提供計画を提出せず、他人の臍帯血を用いた第一種再生医療等を提供していたこと（法第 4 条第 1 項違反）